

福島県災害廃棄物処理計画の概要

大規模な地震・津波災害や風水害など自然災害の発生時に、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、県が対応すべき基本的な事項を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5及び災害対策基本法第40条の規定による福島県地域防災計画に基づき定めた計画。

- 1 対象とする災害
地震・津波災害、台風や低気圧・前線などによる風水害などによる自然災害
- 2 災害の発生に備えた取組
 - (1) 災害廃棄物処理計画の策定等
 - 市町村の処理計画の策定状況や仮置場候補地の選定状況を定期的に把握し、助言する
 - (2) 一般廃棄物処理施設の災害対策
 - 市町村の処理施設の更新等の機会を捉えて、耐震化、浸水対策、災害廃棄物の発生を想定した処理能力の確保などについて助言する
 - (3) 関係機関との調整
 - 災害発生時に関係機関が円滑に連携できるよう定期的に国、市町村、応援協定を締結している民間事業者団体等と連絡体制や支援・連携の内容、処理施設の余力の状況等を確認する
- 3 災害廃棄物の基本スキーム
まずは、被災現場から一次仮置場に搬入し、粗選別等を行い、必要に応じて二次仮置場に搬入し、破碎・選別等の処理を行う。次にこれを再生利用、中間処理、最終処分などの受入先に搬出する
- 4 災害廃棄物処理の進捗管理等
 - (1) 災害廃棄物処理方針、災害廃棄物処理実行計画の策定
 - 被害状況を踏まえ、市町村は災害廃棄物の円滑な処理に向け、市町村実行計画を策定するとともに、県は災害廃棄物処理の基本的な考え方を定め、県実行計画を策定し、公表する
 - (2) 災害廃棄物処理実行計画等の進捗管理
 - 市町村実行計画等の進捗状況を把握し、必要な支援・助言を行う
- 5 市町村災害廃棄物処理計画の策定目標
令和7年度末までに策定率100%を目指す

災害廃棄物処理の基本的考え方

【県の役割】

- 市町村自らが所有する一般廃棄物処理施設だけでは処理が困難な場合、県は応援協定を締結している民間事業者団体や県内の他市町村等に協力を要請する
- 支援要請がない場合でも、被災状況等を踏まえて市町村のニーズを収集し、積極的に支援する
- 市町村の施設が被災し、長期間使用が困難と見込まれる場合は、生活ごみやし尿の処理に支障を来さないよう、優先的に広域処理の調整を進める

【災害廃棄物の処理期間】

- 地震・津波災害は3年以内、風水害は1年以内の処理完了を目標とする
- ※被災状況や災害廃棄物の発生状況等を踏まえて適切に設定する

【福島県総合計画での位置付け】

災害に強く治安が確保されている安全・安心な県づくり（「暮らし」政策2）